

# 地震保険のおすすめ

地震保険はセットとなりますが、ご希望によりセットしないご契約も可能です。

## 1 補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

### お支払い例



「安心あっとホーム」では、地震保険をセットしないと…  
 ①地震による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害  
 ②火災(発生原因の如何を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことによって生じた損害  
 はいずれも補償の対象となりません。

**お支払いできない主な例**  
 ● 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故  
 ● 戦争、内乱などによる事故 ● 地震等の際における紛失または盗難 ● 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

## 2 お支払金額

損害の程度	建物	家財	全損	半損	一部損
全損	建物の地震保険金額の100% (時価額が限度)	家財の地震保険金額の100% (時価額が限度)	地震等により損害を受け、①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合
半損	建物の地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)	家財の地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の80%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の30%以上80%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の10%以上30%未満となった場合
一部損	建物の地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)	家財の地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)			

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円\*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円\*の割合によって削減されることがあります。

\* 総支払限度額は、平成22年1月1日現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

## 3 ご加入にあたって

**ご契約の対象**  
 居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。  
 家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含まれません。

### 地震保険の保険金額

建物・家財ごとに「安心あっとホーム」の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

※家財のうち、明記物件は地震保険の対象となりませんので、明記物件の保険金額を合算する前の家財の保険金額に基づき、地震保険の保険金額を定めていただきます。

### 地震保険のお申し込み

**地震保険だけではご契約できません。**

「安心あっとホーム」にセットして地震保険をお申し込みください。「安心あっとホーム」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「安心あっとホーム」のご契約期間中の途中から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、代理店または保険会社にお問い合わせください。

### 地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

- ①免震建築物割引:30%  
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
  - ②耐震等級割引:10~30%  
●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合  
●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合
  - ③耐震診断割引:10%  
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合
  - ④建築年割引:10%  
昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合
- (注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。

所定の確認資料とは下記のものを行います。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

**免震建築物割引・耐震等級割引**  
 建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))、耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)

**耐震診断割引**  
 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)

**建築年割引**  
 建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

## ご契約時にご確認いただきたいこと

### 1 保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といえます。)、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されていなければ補償されません。※詳しくは10ページをご参照ください。

### 2 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

「安心あっとホーム」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(共同住宅\*1を含みます。)、併用住宅\*2です。住居部分のない専用店舗・事務所等はご契約できません。

\*1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

\*2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



### 3 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

### 4 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

### 5 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

「安心あっとホーム」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

#### 以下の1.または2.の条件に合致する場合はご注意ください。

木造建物であっても以下の①~③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。

①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建築物  
 上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。



- 1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅  
 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物  
 (c)れんが造建物 (d)石造建物
  - 2.耐火建築物の共同住宅
  - 1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物  
 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物  
 (c)れんが造建物 (d)石造建物
  - 2.鉄骨造建物(耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当する場合は除きます。)
  - 3.耐火建築物(共同住宅以外) 4.準耐火建築物 5.省令準耐火建築物
- M構造およびT構造に該当しない建物

### 6 保険の対象の保険金額の設定について ※詳しくは10ページの「保険金額の設定方法」をご参照ください。

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

- 1.建物の保険金額  
 保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行い、お客さまと保険会社との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」の10%未満の額を保険金額とすることはできません。
- 2.家財の保険金額  
 保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、9ページの「標準的な家庭の家財価額表」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
- 3.明記物件の保険金額  
 明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

### 7 他の保険契約がある場合について

他の保険契約(共済契約を含みます。)\*がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約(共済契約を含みます。)\*とあわせて再調達価額に過不足なく保険金額をお決めください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、代理店または保険会社までご連絡ください。特に以下の①~⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の移転 ③住居部分がなくなった ④建物内の職業・作業規模の変更 ⑤面積の変更 ⑥施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦保険の対象の譲渡/保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。⑧ご契約者の住所・通知先変更/保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。⑨上記以外の変更/上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

**ご通知をいただいた後の契約の取扱い**  
 左記通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。  
 ア日本国外に保険の対象が移転した場合  
 イ住居部分がなくなった場合